

西脇市中小事業者原油価格等高騰対策事業補助金 Q & A

令和4年9月2日作成

令和4年12月1日更新

1 補助対象者について

Q 1 対象となる中小事業者は？

A 1 常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する業種を主たる事業として営むものほか、次の法人も対象となります。

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合、企業組合、協業組合等）
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

Q 2 「常時使用する従業員」にはどういった人が該当するのか？

- A 2
- ・ 正社員・パート・アルバイトなど名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている人、または雇用契約期間が定められている場合でも反復して更新されている人です。
 - ・ 従業員には、個人事業主本人及び同居の親族従業員、経営者、取締役等の役員は含みません。
 - ・ 1事業者の事業全体の従業員であるため、市内のほか、市外の事業所の従業員も含みます。
 - ・ 雇用契約がない場合は、出向・派遣元事業者の従業員となるため、従業員に該当しません。

Q 3 業種の分類はどのように判断すればいいのか？

- A 3
- ・ 業種は総務省が所管する日本標準産業分類を参照してください。（国の統計調査で回答していただいた内容を参考にさせていただいても構いません。）
 - ・ 業種が不明な場合は、事業の内容・形態をわかりやすく記入してください。

・複数の業種を行っている場合は、売上の一番大きな業種としてください。

Q 4 事業収入以外に給与など他の収入がありますが申請は可能なのか？

A 4 事業収入（確定申告書第一表（申告書B）の「収入金額等」欄の「事業」に該当する収入金額等の欄の合計額）が、「収入金額等」欄の「不動産所得」、「給与所得」及び「雑所得」の収入金額等の合計額を上回る場合が対象となります。

Q 5 法人ですが、登記上の本社が西脇市外にある場合、対象となるのか？

A 5 補助対象者を拡充し、本社、本店、主たる事務所の所在地が市外にある場合も対象となります。

Q 6 市外在住の個人事業主ですが、市内で飲食店を営んでいます。この場合は対象となるのか？

A 6 個人事業主で市外に居住し、市内に事業所を有している場合は、補助の対象となります。

Q 7 創業間もない事業者は申請できるか？

A 7 令和4年10月1日時点で1年以上事業を営んでいる事業者は申請が可能です。（提出された開業届の開業日が令和3年9月30日までの方は対象となります。）

Q 8 本社は市外なのですが補助金の対象となるのか？

A 8 補助対象者を拡充し、本社、本店、主たる事務所の所在地が市外にある場合も対象となります。

Q 9 社会福祉法人は申請できるのか？

A 9 対象にはなりませんので、申請はできません。

なお、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育所を運営されている事業者については、別途対象となる補助金がありますので、長寿福祉課、社会福祉課又は幼保連携課にお問合せください。

Q 10 農家は補助対象となるのか？

A 10 個人事業主として申請可能です。ただし、農業収入を含む事業所得の収入金額等の合計額が、不動産所得、給与所得及び雑所得の収入金額等の合計額を上回っていなければ対象外となります。

Q11 法人成りしましたが、申請は可能ですか？

A11 次の1及び2の書類を追加資料として提出いただくことで、法人として申請可能です。

1 履歴事項全部証明書

※補助金の申請時から3か月以内に発行されたものに限りです。

2 以下の書類のいずれか

- (1) 法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、收受日付印等が押印されていること。）
- (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、收受日付印等が押印されていること。）

Q12 令和4年8月に事業を廃業したが対象となりますか？

A12 申請時点において、引き続き市内で事業を継続していることが要件のため、対象にはなりません。

3 補助対象経費について

Q13 対象経費となる光熱費、燃料費は何か？

A13 光熱費としては、電気代、ガス代となり、燃料費としては、ガソリン、灯油、重油又は軽油となります。ただし、販売目的で購入された燃料費は対象外となります。

Q14 対象経費に消費税を含むのか？

A14 対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額になります。

Q15 光熱費及び燃料費の計上月の基準はありますか？

A15 光熱費については使用月、燃料費は購入、仕入れた月を基準とします。
なお、光熱費の使用月は請求書、領収書に記載の使用月分を原則とします。
使用期間が月をまたぎ、使用月分の記載がない場合は、使用日数が多い月を使用月とします。

（例：令和4年4月20日～令和4年5月19日 → 使用月は5月分として）

Q16 光熱費が月をまたいで請求されている場合、何月分として計上すればいいか？

A16 請求書や明細書等に「5月分として」といった記載があれば、月をまたいでいても「5月分」のものとして計上ください。

なお、「〇月分」といった記載がない場合は、補助対象月が含まれた月日を起点として、続けて3か月分を対象としてください。

（例：令和4年4月20日～令和4年5月19日請求分を5月分とみなし、6月19日までが6月分、7月19日までが7月分とみなし、前年度の対象も同じ月日（期間）で比較します。）

Q17 燃料の購入（納品）が令和3年12月であるが、支払いは令和4年1月の場合、補助の対象となるのか？

A17 対象外です。燃料費は、購入、仕入れた月を基準とします。

Q18 燃料費の購入（納品）が令和4年4月であるが、支払いが令和4年6月の場合、補助の対象となるのか？

A18 対象になります。この場合、領収書に「令和4年4月分として」等と記載されている必要があります。領収書に〇月分か記載がない場合は、領収書の他に請求書、納品書などいつ購入したものか分かる資料の添付が必要となります。

Q19 燃料費が月をまたいで請求されている場合、何月分として計上すればいいのか？（例：令和3年12月20日～令和4年1月19日購入分が令和4年1月分として請求されている場合）

A19 光熱費とは異なり、燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。

例の場合、令和3年12月20日～12月31日分は計算対象から外し、1月1日～1月19日分を計算対象としてください。

Q20 個人事業主ですが車を自家用と事業用で併用して使用している場合はどのように算定するのですか？

A20 確定申告書類の収支内訳書に記載の減価償却費の事業専用割合をもとに算出します。

Q21 燃料の配達料などは対象となるのか？

A21 対象外です。補助の対象は、補助対象月に購入した燃料の購入金額及び使用した電気料金、ガス代のみです。

Q22 本社が西脇市内にあるが、市内にも事業所（店舗）があり、光熱費、燃料費を本社でまとめて支払っている場合、全ての支払い分を補助対象としていいのか？

A22 本補助金は西脇市内で行う事業への支援のため、市外の事業所（店舗）の光熱費、燃料費は対象外です。

計算の際は、市外の事業所（店舗）分は除いてください（市内にある本社及び事業所に係る光熱費及び燃料費のみを対象としてください）。

Q23 事業拡張のため市内で2か所目となる事業所を開設しました。この場合、2つの事業所分について、申請可能ですか？

A23 市内の同一事業所での光熱費及び燃料費の前年比較となりますので、2か所目の事業所が基準（令和4年10月1日）現在で1年を経過していれば、2つの事業所分をまとめて申請可能です。

Q24 1か月の電気代だけで前年同時期との差が補助金の上限30万円を超えてしまいます。この場合であっても、他の月の電気代や燃料費の算定や領収書の提出は必要ですか？

A24 補助上限に達する場合は、それ以外の領収書等の添付や燃料費欄の記入は必要ありません。

燃料費だけで補助上限に達する金額となる場合についても同様で、それ以外の領収書の添付や光熱費欄の記入は不要です。

Q25 燃料費をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上しますか？

A25 燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に燃料を購入（プリペイドカードを使用）された月で計算対象してください。

Q26 補助対象期間は？

A27 補助対象期間を拡大し、令和4年1月から同年12月までの間に、市内の事

業所で使用した光熱費及び燃料費のうち任意の連続する3か月の合計額となります。

Q27 軽油引取税は対象経費に含まれますか？（追加）

A27 はい、含まれます。消費税及び地方消費税のみ対象経費から除いて計上してください。

Q28 タクシーの燃料はガスになるが、対象になるのか？

A28 対象になります。積算表の種類は選択式になっていますので、手書きで記入をお願いします。

5 補助金額について

Q29 補助金額は？

A29 令和4年1月から同年12月までの間に、市内の事業所で使用した光熱費及び燃料費のうち任意の連続する3か月の合計額から前年同時期に使用した光熱費及び燃料費を差し引いた額又は30万円のいずれか低い額となります。この場合において、当該補助金の額が5万円に満たないときは、補助金の交付の対象とはなりません。

Q30 市内に複数の店舗がある場合、それぞれの店舗から申請することができますか？

A30 法人の場合、(代表者が同じであっても)別の法人であればそれぞれ申請ができます。ただし、1法人につき1申請のみとなります。
個人事業主の場合は、事業者(代表者)が同じで、複数の店を営んでいたとしても1事業者としての取扱いになり1回限りになります。

Q31 補助金額が上限30万円に達していない場合は、2回目の申請ができるのか？

A31 申請は1回に限ります。ただし、上限に達していない場合は、別の連続する3か月で算定した場合で当初より差額が大きいときに再申請することができます。この場合においても、再算定された差額の上限は30万円となり、当初交付した補助金額との差額を支給することになります。

【例】

- ・当初：令和4年1月～3月 差額23万円（補助金交付済み）
- ・再算定：令和4年9月～11月 差額35万円

→令和4年9月～11月で再申請ができます。差額が35万円となっていますが、上限額が30万円のため補助金額は30万円となります。30万円－23万円＝7万円を追加で交付します。

6 申請期間について

Q32 申請期間は？

A32 補助対象期間の拡大に伴い申請期間も延長し、令和5年2月15日（水）まで、商工観光課窓口での提出又は郵送で受け付けます。郵送の場合は、消印有効となります。

7 申請手続について

Q33 申請手続は？

A33 申請書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、又は市役所商工観光課窓口で配布します。必要事項を記入の上、添付書類と一緒に郵送又は窓口へ提出ください。

Q34 領収書の宛名は申請者でなくても構わないのか？

A34 領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。(会社名又は代表者名である必要があります。)

Q35 領収書、レシートは原本が必要か？

A35 コピーでも可能。ただし、経費の内容、購入品目、数量などの内訳が記載されているものに限りです。領収書だけで内容がわからない経費は、請求書、納品書等を必ず添付してください。

また、インターネットで購入した場合の領収書は、WEBからプリントアウトしたもので構いません。

Q36 領収書、レシートが見当たらない場合は？

A36 領収書、レシートがない場合、支払の確認が取れないため申請を受け付けることができません。購入先に再発行を依頼するなどしてください。

Q37 銀行振込やネットバンキングによる支払いの場合の必要書類は？

A37 領収書になります。領収書がない場合は、請求書と振り込み控え（プリントアウトしたもので可）又は通帳の振込金額が引き落とされたことが確認

できるページ（電子通帳引き落とし明細に可）と名義が確認できるページのコピーが必要となります。ただし、金額の内訳がわからない場合は、納品書のコピーなども必要となります。

Q38 クレジットカード払いの場合の必要書類は？

A38 領収書又はレシートのほか、カード会社の利用代金明細書、クレジットカード決済口座の金融機関の通帳又は取引明細の該当部分の写しが必要となります。ただし、金額の内訳がわからない場合は、請求書、納品書のコピーも必要となります。

法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となり、個人の場合は、代表者名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。クレジットカードによる支払の場合は、口座からの引き落としが完了してからの申請となります。

Q39 収益のない事業（一般社団法人、NPO法人）のため、確定申告書がないがどうしたらいいのか？

A39 決算報告書・収支決算書と法人設立届で申請可能です。

Q40 確定申告書及び決算書はどの書類を提出したらいいのか？

- A40
- ・法人の場合は、直近1年分の確定申告書別表一、法人事業概況説明書と決算書の写しになります。
 - ・個人の場合は、令和3年分の確定申告書B第一表と所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の方）になります。
 - ・確定申告書の写しは、税務署の收受印やe-Taxの申請日時、受信通知が確認できることが必要になります。

8 その他

Q41 補助金はいつ口座に振り込まれるのか？

A41 申請書受理後に審査を行い、書類に不備等がなければ3～4週間を目途に指定口座に振り込みます。

振込後に市から通知書を送付します。（振込者名は「西脇市会計管理者」です。）